

障害者相談支援体制整備事業（一般就労移行） 仕様書

1 事業名

障害者相談支援体制整備事業（一般就労移行）

2 目的

福祉施設の一般就労への移行及び定着を支援するため、障害福祉サービス事業所を対象とした「一般就労相談窓口」を設置し、雇用情勢等の知識や就労支援ノウハウのあるアドバイザーを配置して、事業所からの一般就労に向けた相談への対応、地域の就労支援のネットワーク強化を図るための実践フォーラムの開催等を行うとともに、事業所職員を対象とした研修会（本講座・ミニ講座）及び実践報告会を開催して、事業所の支援力向上に取り組む。

3 事業内容

(1) アドバイザーの配置

本事業の目標を達成するため、自ら事業内容を企画し、実施する責任者として、アドバイザーを配置すること。なお、企画提案書に記載したアドバイザーとして配置予定の職員以外の者を配置する場合は、県と協議し、承諾を得ること。

(2) 地域の就労支援のネットワーク強化等

ア 各地域で一般就労に向けた支援を積極的に取り組む事業所による事例発表によって、日頃の取組内容や課題、ノウハウ等を共有する実践フォーラムを1回以上開催すること。

イ 障害者就労（一般就労・福祉的就労）に係る取組を関係機関が連携しながら実施するため、地域の就労支援のネットワーク強化や雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築、障害者就労に携わる関係機関の情報共有等を図ることを目的とした「愛知県障害者就労支援ネットワーク会議」の開催に協力する（打合せや会議への参加等）とともに、地域における就労支援の推進に資する取組を実施する。

(3) 事業所支援

ア 相談窓口を設置し、障害福祉サービス事業所からの一般就労移行に関する相談に随時対応し、一般就労を見据えた生産活動の指導や、職場実習先・就職先等の開拓方法、障害特性や職業適性等を踏まえた就職・職業選択の指導、履歴書の書き方や面接指導等に関する助言を行うこと。なお、相談に当たっては、電話のほか、オンラインやメールにも対応すること。

イ 相談があったもののうち、6か所以上の事業所にアドバイザーを派遣し、事業所において効果的な支援が行えるよう、職員研修や他の事業所・企業の見学、支援の振り返り等を行う。

ウ 県や就労支援機関等で開催される就労支援に関するセミナー等の講師として、積極的に従事し、一般就労移行に向けた支援等の講義や情報提供を行う。

エ 就労系障害福祉サービス事業所等を対象として、次の研修会及び実践報告会を開催する。

(ア) 本事業を実施する中で明らかになった課題やニーズを踏まえ、支援力の向上を図るための研修会（本講座・ミニ講座）。

なお、本講座及びミニ講座の主な研修対象者や研修内容等については以下のとおり。

本講座：若手・中堅職員向け（目安：就労支援10年以内）に、一般就労移行及び定着に関する知識やスキル（アセスメント、職場開拓、ジョブマッチング等）の習得を目指すもの。

ミニ講座：新人・若手職員向け（目安：就労支援5年以内）に、就労支援者に求められる心構えを始め、一般就労移行に関する基本的な知識・スキル（主にアセスメント）の習得を目指すもの。

(イ) 一般就労相談窓口の取組を周知するとともに、アドバイザー派遣を受けた事業所における改善状況等を他の事業所と共有するための実践報告会

なお、開催回数に関しては、(ア)の研修会（本講座・ミニ講座）はそれぞれ2回以上、(イ)の実践報告会は、1回以上とする。